

# 諸外国の行動制限等の現状について(5/6 17:00 更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州及び各自治体(郡市)において、例えば以下のような措置を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レストラン・バー等の店内営業禁止(持帰り等に限る)</li> <li>・ 必要不可欠ではない業態のビジネス(興行等)の閉鎖指示</li> <li>・ 集会・イベントの禁止等</li> </ul> </li> <li>○全州・全自治領等で3月16日以降、順次、学校閉鎖を実施。少なくとも124,000の公私立学校の5,510万人に影響</li> <li>○うち43州、ワシントンDC及び4自治領は今年度末(8月末)までの閉校を命令又は推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府による非常事態宣言(3月13日)</li> <li>○全州による非常事態宣言等の発出</li> <li>○各州・自治体による自宅滞在命令の発出</li> <li>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3月19日)</li> <li>○連邦政府による全州・自治領等に対する大規模災害宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府が新型コロナ感染拡大抑制のための外出規制の緩和に関する連邦ガイドライン(「アメリカ再開ガイドライン」(Opening Up America Again))を発表(4月16日)。</li> <li>※ガイドラインでは、3段階で規制緩和等を進めるととされ、それぞれの段階に進むための基準及び各段階における個人、雇用者等がとるべき行動や各州が果たすべき主要な責任について規定。</li> <li>※判断は各州知事。</li> <li>※最初の段階に入るための基準は、インフルエンザやコロナウイルスの症状及び検査結果が14日間減少すること等。</li> <li>※連邦ガイドラインによらず、ジョージア州、オクラホマ州他複数の州において独自に一部営業再開。</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
英国	<p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表(3月13日)</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明(3月16日首相会見)</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖(3月20日首相会見)</p> <p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20～)(北アイルランドの児童生徒は3/18～、教職員は3/23～)</p> <p>※ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止(3月16日～)</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機(3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新)</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請(3月16日首相会見)</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告(3月22日)</p> <p>○全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。加えて、以下指示(3月23日～)(4月16日にさらに少なくとも3週間の延長を決定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居しない家族や友人に会わないこと</li> <li>・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖</li> <li>・同居家族を除いて2人よりも多い人数(3人以上)による公共の場の集会禁止</li> <li>・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止</li> </ul> <p>※違反には警察が罰金・解散命令</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請(3月17日)</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請(3月23日)</p>	<p>○5月上旬目途で政府としての、経済の再スタート、子供たちの学校の再開、人々の仕事の再開等についての今後の包括的な計画を発表予定(4月30日)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定 例:250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等)</li> <li>○全州及び全準州で3月14日以降、順次、学校閉鎖を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クルーズ船への乗船中止要請(3月9日連邦外務省)</li> <li>○不要不急の海外渡航に対する中止要請(3月13日連邦外務省)</li> <li>○全州及び全準州政府が、3月中旬以降、公衆衛生上の非常事態宣言を発出・延長。</li> <li>○国内線・国際線(10席以上)／都市間鉄道(通勤鉄道は除外)について、エアライン／鉄道会社に対し、搭乗／乗車前に健康チェックの実施を義務付け。有症状者の搭乗／乗車を拒否。(3月30日)</li> <li>○旅客定員12名以上の商用船について観光目的での使用の禁止(4月6日)</li> <li>○入国者について、自己隔離計画を示せなければ、ホテル等での自己隔離を義務付け(4月14日深夜)</li> <li>○航空旅客に対し、空港チェックポイント等でのマスク着用を義務付け(鉄道・バス、船舶の旅客に対しては要請)(4月20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首相府は、「経済活動再開のための公衆衛生上の取組」に関する各州・準州首相との共同声明を発出(4月28日)</li> <li>○州及び準州政府は4月23日以降、順次、段階的な経済活動等の再開に向けた計画を発表。</li> <li>○5月4日、オンタリオ州は園芸店・一部建設業等、ケベック州(モントリオール大都市圏を除く)は小売(路面店)業等、アルバータ州は歯科・眼科等の再開を許容。</li> <li>○ケベック州は5月11日以降、小学校・保育施設を再開予定(モントリオール大都市圏は5月19日以降)</li> </ul>
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業を一時的に停止(3月14日～5月24日)(5月9日まで延長されていたが、さらに15日間期間を再延長(5月2日))</li> <li>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～5月24日)</li> <li>○必需品販売店・重要インフラ等真に必要な分野に従事する者以外は3月30日～4月9日の間、有給休暇の取得義務(3月29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人でのスポーツや散歩等について、グループ分け・時間帯制限等を設けて一部解禁(5月2日)。</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○100人以上の集会を禁止(3月15日～5月11日)</li> <li>○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～5月11日)</li> <li>○屋内外の市場を閉鎖(食品市場は地域事情を踏まえ対象外となりうる)(3月24日～5月11日)</li> <li>○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期</li> <li>○5月11日以降は以下を継続(4月28日首相演説) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道や私的な場所での10人以上の集会を禁止</li> <li>・大型フェスティバル・スポーツイベント等は9月まで禁止</li> <li>・大型美術館・博物館、映画館、コンサートホール等は引き続き閉鎖</li> <li>・高校・高等教育機関は引き続き受入停止(3月16日～)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化(従来、公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化するもの)</li> <li>○クルーズ船の寄港を禁止(3月15日～5月11日)</li> <li>○本土と海外の領土との間の民間航空機での移動を禁止(3月24日～5月11日)</li> <li>○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～5月11日)</li> <li>○5月11日以降は以下を継続(4月28日首相演説) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅から100km以上の移動は引き続き規制</li> <li>・公共交通機関の利用時はマスク着用を義務化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3月11日以降原則禁止とされていた高齢者施設への外部からの訪問について、面会場所・時間・人数・年齢制限なども設けつつ再開(4月20日～)</li> <li>○3月16日以降一時受入停止とされていた子どもの受入れ施設・教育機関(幼保、小中学校、高校)について、幼保・小学校は5月11日以降、中学校は5月18日以降再開可能(受入人数制限あり)</li> <li>○証明書類なしで自宅から100km圏内は移動可能(5月11日～)</li> <li>○3月15日以降閉鎖されていた商業施設(レストラン、カフェ等を除く)、図書館、小規模な美術館は再開可能。大型ショッピングモール(40,000㎡以上)や市場も再開可能だが、地域の判断で閉鎖も可能(5月11日～)</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
ドイツ	<p>○病院、介護施設、高齢者施設及び障害者施設への訪問について、特定の1名による定期的な訪問のみを認める。</p> <p>○大規模イベント(お祭り、観客を伴う大型スポーツイベント、大型コンサート等)は少なくとも8月31日まで禁止</p>	<p>○保健衛生基準(公的空間における最低1.5メートルの距離確保、特定の公共の場でのマスク着用義務)は当面の間延長され、接触制限は6月5日まで延長される。接触制限について、これまでは他世帯に属する者との接触は1名の同伴に限り認められてきたが、今後は他の同一世帯に属する限り、複数名の同伴を認める。</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告(3月17日)</p>	<p>○3月22日以降閉鎖されていた商店等について、感染対策(入場人数の制限及び待機列の回避)を実施した上で、全店舗の営業再開を認める。(5月6日)</p> <p>○レストランの営業及び観光目的での宿泊施設利用に関して、各州は感染状況と州の特色を考慮し、各州経済大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、独自の責任で段階的な再開を決定する。(5月6日)</p> <p>○劇場、オペラ座、コンサートホール及び映画館等の文化施設に関して、各州は感染状況と州の特色を考慮し、各州文部大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、独自の責任で段階的な再開を決定する。(5月6日)</p> <p>○各州は、感染状況と州の特色を考慮し、各州担当大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、各分野の段階的な再開を実施する。(5月6日)</p> <p>○屋外でのスポーツ施設は各州スポーツ相会合の決定で定められた条件の下、段階的に再開可能。(5月6日)</p> <p>○3月16日以降休校措置が取られていた教育施設(学校、幼稚園等)について、段階的に再開(5月4日)。夏季休暇前までにすべての生徒が一度登校できるようにする。(5月6日)</p> <p>○宗教活動のための集会、子供用遊び場及び博物館・動物園等一部文化施設の条件付き再開(5月4日)</p> <p>○すべての企業において保健衛生措置を実施し、今後も可能な限り在宅勤務を行う。(5月6日)</p>
		<p>※(再制限措置基準)</p> <p>○一つの市町村郡単位における過去7日間の新規感染者数が人口10万人あたり50人を越えた場合、制限措置を再び実施する。(特定の区切られた現場における感染拡大の場合はその現場に、そうでない場合は当該市郡に再び制限を課す。)(5月6日)</p>	

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
スイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(テイクアウト食品店等は対象外)(3月17日～4月26日)</li> <li>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定(3月15日)</li> <li>○公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3月16日)</li> <li>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大統領による非常事態宣言(3月16日)</li> <li>○社会生活で人との距離を保つよう要請</li> <li>○ラッシュ時を避け、社内でも距離を確保するなど、車内での感染症拡大防止措置を決定。これらの条件がそろわない場合にはマスク着用を推奨(4月30日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制を段階的に緩和し、美容室、マッサージ店、花屋、無人洗車場、食料品店における非生活必需品の販売等を再開(4月27日)</li> <li>○飲食店、市場も再開可(5月11日)</li> <li>○5月10日まで閉鎖とされている小学校以降の教育機関について、義務教育は再開、高等教育機関等は、生徒5名以下の授業について再開可(5月11日) ※ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州等で生徒を2グループに分け、時間差登校・隔日登校を実施。以降、教育関係の措置については州政府が決定。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設は、防疫指針の策定を前提に、5月末までに段階的に運営再開。(5月3日)</li> <li>※ 国立公園等の屋外分散施設及び美術館等の室内分散施設から開場し、その後、スポーツ観覧施設等の屋外密集施設及び国公立劇場等の室内密集施設を開場予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ソーシャル・ディスタンス」を終了し、5月6日から「生活ディスタンス」に移行することを発表。行動要領となる「生活ディスタンス」の基本指針及び細部指針を策定し、日常生活での実践を依頼。(5月3日最終版確定)</li> <li>○「生活ディスタンス」においては、基本的な距離の確保と防疫指針の遵守の下、原則として会食、会合、外出等の日常生活を許容。(5月3日) ※ただし、自治体の裁量で高危険施設への防疫指針遵守命令等の行政命令も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【再掲】「ソーシャル・ディスタンス」を終了し、5月6日から「生活ディスタンス」に移行することを発表。行動要領となる「生活ディスタンス」の基本指針及び細部指針を策定し、日常生活での実践を依頼。(5月3日最終版確定)</li> <li>○【再掲】「生活ディスタンス」においては、基本的な距離の確保と防疫指針の遵守の下、原則として会食、会合、外出等の日常生活を許容。(5月3日) ※ただし、自治体の裁量で高危険施設への防疫指針遵守命令等の行政命令も可能。</li> <li>○幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特殊学校について、5月13日から順次登校開始。(5月4日)</li> </ul>